

足利事件における 刑事補償及び無罪費用 補償請求について

東京弁護士会 泉 澤 章

1 足利事件における刑事再審手続は、2010年3月26日、宇都宮地方裁判所が菅家利和さんに無罪判決を言い渡し、検察官が即日上訴権を放棄して判決が確定したことにより、終了した。

無罪判決が確定したことから、菅家さんは、同年9月22日、宇都宮地方裁判所に、刑事補償法に基づく刑事補償の請求と、刑事訴訟法188条の2に基づく無罪費用補償の請求を申し立てた。なお、具体的な請求額は、刑事補償では、菅家さんが逮捕された1991年12月2日から釈放される2009年6月4日までの6395日に、刑事補償額の最高額である1日につき12,500円を乗じた額として、7,993万7,500円を請求した。無罪費用補償では、請求書では「相当額」とだけ記載し、具体的金額までは提示しなかった。ただし、補償額算定の資料として、公判準備や公判期日の出頭に関する費用のほかに、とりわけ控訴審以降再審公判までに行った接見や弁護団会議、現地調査などの回数や出席者についてもできるだけ詳細に記述して提出した。

2 ところで、当然のことながら、これまで長期間身体拘束された後に再審が認められ、無罪が確定した例はごく少ない。そのため、再審事件における刑事補償や無罪費用補償請求において、補償額が具体的にどのようにして算定されているのか、また、再審請求人の立場から、本来どのようにして算定されるべ

きなのかなどを詳述した文献は（少なくとも弁護士団で検索した限り）、ほとんど手元になかった。その点、日弁連編による「続・再審」（1986年、日本評論社）と、同じく日弁連と香川県弁護士会の編による榎井村事件の記録「やっくらんもんはやっくらん 上巻・下巻・別巻」（1994年）は、実務的な見地から刑事補償、無罪費用補償の実際が記述されており、極めて資料的価値が高いと思われるが、特に後者の文献は、刑事補償（榎井村事件では一部異議で争い、最高裁で決定が出ている。）及び無罪費用補償請求における弁護側意見書や検察側意見書、そして裁判所の各決定まで全て資料として載っており、とても参考になった。

3 刑事補償及び無罪費用補償請求書を提出して約2週間後、裁判所から両当事者に求意見があった。これに対して検察側はいずれの請求についても「しかるべく」としか回答しなかった。

請求人側は、最初の意見書で請求書記載のとおりと回答したうえで、更に無罪費用補償請求については、追加の意見書と資料を提出した。それは、これまで弁護人の報酬は、公判準備期日や公判期日を基準に算定されており、再審においてはむしろ最も長く困難な請求審における弁護活動が、報酬算定において考慮されないとされてきたからである。

そこで意見書では、無罪費用補償の決定に

において斟酌すべき事情として、足利事件を含め日弁連支援事件がこれまで日弁連の財政的負担によってなされてきた公的活動であること、そして、弁護人の報酬額の算定（刑事訴訟法188条の6、刑事訴訟費用に関する法律8条2項）については、前述した榎井村事件における無罪費用補償の高裁決定で、再審請求審の弁護活動が「結果として事実上、再審のための公判準備的機能を果たしており、かつ、これらに請求人及び弁護人が出頭したためかなりの費用を要していることは、否定すべくもない」として、再審公判の報酬算定において事実上斟酌されていることを強調した。

4 請求から約4ヶ月後の2011年1月13日、宇都宮地方裁判所（佐藤正信裁判長）は、刑事補償及び無罪費用補償請求について決定をした。

刑事補償については、「拘束の種類及びその期間の長さ、請求人が受けた財産上の損失、得るはずであった利益の喪失、精神上的苦痛等同法（刑事補償法）4条2項所定の諸事情を考慮すると、上記6395日間について同条1項所定の金額の範囲内で、その上限である1日12500円の割合により合計7993万7500円と定めるのが相当である」として、請求人側の請求どおりの金額を認めた。

無罪費用補償については、「再審請求手続において要した費用自体は刑事訴訟法188条の2による補償の対象とはならない」という従前の立場を維持しつつも、「本件は、弁護人らが、複雑かつ専門的で、高度な科学的知見を要する争点を解明するための調査及び検討など、真実発見のため精力的な弁護活動等を長期間にわたり継続し、その結果行われたDNA型鑑定が重要な契機となって再審開始決定に至った」「再審請求手続において事実の取調べとして収集されたDNA型鑑定に関する鑑定書等の内容が再審公判での審理に実質的に利用されており、再審公判における弁護活動は、再審請求段階からの上記弁護活動

に立脚して行われているものと認められること、再審公判において弁護活動の中核を担った弁護人が再審請求手続の弁護人でもあったことなどの諸事情に照らし、再審公判における弁護人であった者に対する報酬額を決定するに際しては、再審請求手続において要したDNA型鑑定の費用も斟酌した」などと述べ、DNA型鑑定費用という名目を付けつつも、実際には再審請求審における弁護活動を無罪費用補償額算定に斟酌していることを明示した。そして、最終的な無罪費用補償として1199万6377円を認めた（なお、再審公判での弁護人報酬は7回の公判で620万4483円と算定している。）。

いずれの決定に対しても異議は申し立てなかったことから、これら決定は同月17日をもって確定した。

5 こうして、事件発生から21年、菅家さんが逮捕されて20年目にあたり、菅家さんを幼女誘拐殺人犯とした足利事件のすべての法的手続が終了した。

しかし、足利事件がこれまで菅家さんに与えた苦難を想像すれば、素直に喜ぶことはできない。生まれ育った足利で、平穏に暮らす一市民に過ぎなかった菅家さんの人生は、足利事件の犯人とされたことによって一転し、一時は自死を意識せざるを得ないところまで突き落とされた。いくら金銭的補償を得ても、どんなに事件関係者から謝罪の言葉がかけられても、失われた17年半という人生の貴重な時間を取り戻すことはできない。

菅家さんは、補償金を得た後、「自分と同じようなえん罪被害者を二度とつくりたくない。そして、今もえん罪で苦しんでいる人たちの救済のため役立てて欲しい」という願いから、補償金の一部を日本弁護士連合会に寄付した。私たちは、菅家さんのこの願いをしっかりと胸に刻んだうえで、これからも人権救済活動にあたらなければならない。